

平成30年3月 岡山市教育委員会定例会 会議録

1 開催日	平成30年3月20日 (火)		
2 開会及び閉会	開会	14時00分	
	閉会	15時30分	
3 出席委員	教育長	菅野和良	
	委員	藤原佳代子	
	委員	石井希典	
	委員	妹尾直人	
4 会議出席者			
職名	氏名	職名	氏名
教育次長	安田充年	教育次長	天野和弘
統括審議監	小西洋史	審議監(学校教育担当)	三宅泰司
審議監(社会教育担当)	澤岡哲雄	審議監(企画総務担当) (教育企画総務課長事務取扱)	村田守
審議監(生涯学習担当) (生涯学習課長事務取扱)	近藤康彦	審議監(文化財担当) (文化財課長事務取扱)	乗岡実
教育企画総務課企画調整担当課長	杉原光治	教育企画総務課課長補佐	澤谷好太郎
学校施設課長	齋藤和美	教育給与課長	神原徹
指導課教育支援担当課長	服部道明	指導課課長補佐	怒田眞由美
指導課教育支援室室長補佐	馬場真一	保健体育課長	山田裕史
保健体育課課長代理	泉利絵	生涯学習課課長代理	安東信哉
中央図書館長	宮本嘉彦	岡山っ子育成局審議監(企画総務担当)	吉實達男
地域子育て支援課課長補佐	田中光彦	地域子育て支援課課長補佐	堀崎雅義
保育・幼児教育課課長補佐	高原秀樹	こども園推進課長	花房明彦
事務局(教育企画総務課課長補佐)	生田裕宣	事務局(教育企画総務課副主査)	長森晴子
5 議題及び結果			
報告第14号	専決処理の報告(市議会の議決を経るべき議案の原案への同意について)	承認	承認
報告第15号	専決処理の報告(市議会の議決を経るべき議案の原案への同意について)	承認	承認
報告第16号	専決処理の報告(市議会の議決を経るべき議案の原案への同意について)	承認	承認

第 9 号議案	て) 岡山市いじめ等の問題行動及び不登校の防止に関する基本方針の改定について	原案可決
第 10 号議案	岡山市教育相談室条例施行規則の制定について	原案可決
第 11 号議案	岡山市適応指導教室条例施行規則の制定について	原案可決
第 12 号議案	岡山市立図書館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定について	原案可決
第 13 号議案	岡山市指定文化財の指定について	原案可決
6 教育長等の報告 [平成30年2月10日(土)～平成30年3月9日(金)]		
2/10	家庭教育支援フェア「子そだておうえんハッピータイム」	生涯学習課
2/13	地域協働学校研修会	指導課
2/13	こころの劇場	指導課
2/14	こころの劇場	指導課
2/15	初任者研修講座	教育企画総務課
2/17	岡山市学校支援ボランティア「学生シンポジウム」	生涯学習課
石井委員 生涯学習課課長代理	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 1 番の家庭教育支援フェア「子そだておうえんハッピータイム」について、630人とかなり多くの方がいらっしゃっているが、実施内容とその状況を説明願いたい。</li> <li>○ 岡山ふれあいセンターで実施したものである。内容としては、家庭教育に関する情報の提供と、子どもに遊びの提供をするイベントである。なので、子どもにとってはゆっくり遊べるような環境でもあり、保護者にとっては、こういうところに行ったら相談できるのだな、こういう団体に話を聞いたら自然体験ができるのだな、といった情報が得られるような会話を目指している。やり方としては、社会教育関係団体やNPO、市の各種機関、図書館や相談室等にきてブースを作ってもらい、そこで情報発信・提供をしていただく、そういう形態で実施したものである。</li> </ul>	
石井委員 生涯学習課課長代理	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 対象は小学校、中学校、幼稚園、どの年代か。また、どういった周知をしたのか。</li> <li>○ 対象としては、幼児から生徒の学年、小中学生までを中心に考えている。周知の方法としては、岡山市内の公立私立の幼稚園保育園、公立小中学校に、チラシを一人1枚ずつ配付した。その他にはホームページや、「こそだてぼけっと」や「LIFEおかやま」などの情報サイトで発信して、周知をした。来られた方は、どちらかと言うと、小さいお子さんをお連れの保護者の方が多かったが、なかには中学生の保護者の方がいらっしゃって、情報収集をして帰られたり、そういう関係団体と仲良くなって帰られたりする様子が見受けられた。</li> </ul>	
石井委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 家庭教育のあり方についてより進めていこうということで、そういう活動とリンクさせたなかで、市民、子どもたちに広まっていけばいいと感じた。</li> </ul>	
藤原委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 2 番目の地域協働学校研修会について、地域協働学校が定着してからだいぶ長くなるが、この日の研修会のテーマ、内容はどのようなものだったのか。</li> </ul>	
指導課課長補佐	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ この日は指導課から説明をさせてもらったのだが、法律の改正によって、学校運営協議会の設置が努力義務化になったことをお話しさせてもらったり、いろんな地域の地域協働学校でどんな取組をされているかアンケートをとったので、そういったことを情報提供したりして、今後、学校運営協議会をどのようにしていこうかということの参考にしてもらった。</li> </ul> <p style="text-align: center;">また、生涯学習課に来ていただき、社会教育法の一部改正で地域学校協働活</p>	

	<p>動推進員というものが加わったということで、その説明も一緒にさせていただいた。その後、協議として、各学校園の抱えている運営協議会の課題などについて話し合う機会を設けさせていただいた。小中学校から各1名必ず参加と、学校の方から学校運営協議会の委員さんにも呼びかけていただき、今回は8名の委員の方が協議の方にも参加してくださった。</p>
藤原委員	○ もう1点だけ。制度ができて、新しいこともかぶさってきているのだと思うが、困っているようなことはないか。
指導課課長補佐	○ 学校運営協議会の題材、協議の内容として、何をテーマに話をするかを定めることと、一番は委員さんの高齢化がどこも課題になっており、世代交代をどうしていくかが大きな課題と感じている。
藤原委員	○ この前、中学校の卒業式に行かせてもらって、控室での話のなかで、この地域協働学校での地域の方の役割がずいぶん大きくなったのだな、生徒のこともよく見てくださって、褒めるところは褒めてくれているし、きちっと言うことは言ってくさっているのだなといった、学校と一体化した感じを受けた。いろいろステージは変わってくるのだと思うが、定着してきているなかで、どんな研修会かが知りたかった。
石井委員	○ 5番の初任者研修講座だが、対象は新任の先生か。その中で、先般も話題になったが、女性の数はどのくらいだったのか、おおよそでもいいので説明願いたい。
育企画総務課 企画調整担当課長 石井委員	○ 初任者は、平成29年度に採用された教員である。男女の比率は教育企画総務課の方では把握できていないが、確認しておく。 ○ 女性の先生が多々活躍できるようなかたちで、初任者もたくさん女性の先生がいたらいいと思い、質問した。
教育長 審議監(学校教育担当)	○ 女性の方が多い。 ○ 小学校が6割ぐらいで、中学校が4割ぐらい、足してちょうど半分ぐらいというイメージである。
教育長 指導課課長補佐	○ こころの劇場について、説明願いたい。 ○ 今年度は2月13、14日と、3公演行った。今年は劇団四季の「ガンバの冒険」というお話で、来られた生徒さんたちの感想もとても好評で、中身も冒険ものなので男女問わず楽しめたということもあるし、来られた先生方、毎年来られているような先生に聞いても「今年は本当によかった、子どもたちが前のめりになって劇を見ていた」ということで大変よかった。来年度も実施予定である。
藤原委員	○ 劇団四季はチケットがなかなか取れないと思うが、来てくださって、価格はどうか。予算的にどうか。
指導課課長補佐 審議監(学校教育担当) 天野教育次長	○ 会場使用料等とはとっているが、基本的に無料で見させていただける。 ○ ツアーをしている。 ○ 劇団四季は自分の事業として、企業からお金をもらって、無料でしてくれている。
藤原委員 審議監(学校教育担当) 藤原委員	○ 子どもたちのためにということか。 ○ 全国何箇所か、かなり大規模である。 ○ 普通に大人が行く場合は高いのに、是非続けてほしい。小学校は2年に1回あたるのか。
指導課課長補佐	○ 希望校である。小学校6年生を対象としており、希望を出していただいている。来年度の希望はもうとっているが、希望を出された学校は全て受けられる状況である。
藤原委員 指導課課長補佐	○ 3公演あるから、全部希望がかなうわけか。 ○ 来年度は、予定では56校が希望されている。そのぐらいの数であれば、3

<p>藤原委員</p> <p>指導課課長補佐</p> <p>教育長</p> <p>藤原委員</p> <p>教育長</p> <p>教育企画総務課 企画調整担当課長</p> <p>石井委員</p>	<p>公演あるので十分入れるようになっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 現場の費用はいいとして、会場に来るまでのバスの借り上げ料は、子どもたちの負担になるのか。</li> <li>○ バスもそうであるし、電車で来られる方もいるが、学校の方で、子どもたちに負担いただいている。交通のことも考えて、参加される学校もあれば、参加できない学校もあると思う。</li> <li>○ 岡山市民会館なので、その辺りの文化施設と合わせていろいろ見てくださったらと思っている。</li> <li>○ いい取組である。</li> <li>○ そのとおりである。</li> <li>○ 先程の初任者の男女比だが、小学校は女性が約6割、中学校の方は女性が約4割である。</li> <li>○ この間、校長先生の一覧を見た時に、女性の校長先生が今の比率では全然なかったもので、途中で辞められるということが多いのかと想像している。企業もそうだが、女性が活躍できる環境整備としてどういうことができるか分からないが、どうしても必要な時代になってきていると思う。当然考えられているとは思いますが、そういう視点でも検討していただきたい。</li> </ul>
<p>7 議事の概要</p>	
<p>教育長</p> <p>教育長</p> <p>教育長</p> <p>全委員</p> <p>教育長</p> <p>全委員</p> <p>教育長</p> <p>教育長</p> <p>教育長</p> <p>教育企画総務課長</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 3月岡山市教育委員会定例会を開催する。</li> <li>○ 本日の傍聴希望者はいない。</li> <li>○ 日程第1、会期は本日1日限りとしてよいか。</li> <li>○ &lt;承認&gt;</li> <li>○ 日程第2、2月定例会の議事録に問題はないか。</li> <li>○ &lt;承認&gt;</li> <li>○ 日程第3、事業報告について質問はないか。 (会議録6「教育長等の報告」に記載)</li> <li>○ 次に、議事に入る前に会議の公開、非公開についてだが、本日は非公開となるものはないので、議事に入る。</li> <li>○ 日程第4、報告第14号を教育企画総務課から報告願う。</li> <li>○ 資料の1ページ、報告第14号専決処理の報告についてをご覧ください。この度、平成29年度岡山市一般会計補正予算(第5号)案のうち、教育委員会分の教育費予算案への同意について、教育委員会に付議する時間的余裕がなかったため、3月5日に専決処理したものである。 内容については、資料2ページの「平成29年度岡山市一般会計補正予算(第5号)について」をご覧ください。第10款教育費の教育委員会分の補正前の額、455億4606万8千円に対し、4億1805万1千円を減額し、補正後の額を451億2801万7千円にしようとするものである。今回の補正予算は平成29年度の最終補正として、大きく3種類のものがある。 一つ目として、国の第1号補正予算案に伴う国庫補助の内示を受けて、平成30年度に予定していた事業を前倒ししようとするもの、二つ目として、学校教育施設等整備基金運営費において、民間委託による経費削減分等を基金へ積立しようとするもの、三つ目として、工事請負費や入札残や消耗品費等の不要額が生じる見込みのある事業費または不要額が見込まれる人件費等を減額調整するものである。項目が多いため、ただいま申し上げたもののうち、三つ目の不要額の減額については、説明を省略させていただく。 資料3ページ目の一番下をご覧ください。第5項小学校費第1目学校管理費、学校施設管理費の補正額のうち、8708万円は国の補助内示を受けて、</li> </ul>

旭操小学校及び庄内小学校のトイレの改修工事を前倒ししようとするものである。

資料4ページ中ほどをご覧ください。第10目学校建設費、校舎等建設費の補正額のうち、420万円は同じく国の補助内示を受けて、高島小学校の太陽光発電システム設置工事費を前倒ししようとするものである。その下の段、第10項中学校費第1目学校管理費、学校施設管理費の補正額のうち、6555万円も同じく国の補助内示を受けて、西大寺中学校のトイレ改修工事を前倒ししようとするものである。

次に資料7ページをご覧ください。下から2つ目になるが、第30項保健体育費第15目学校給食費、学校教育施設等整備基金運営費の補正額のうち、6259万5千円は学校教育施設等整備基金への積立金であり、学校給食の民間委託による経費削減分並びに預金利子を基金へ積み立てるための経費として計上している。

最後に、資料8ページの繰越明許費補正追加及び変更をご覧ください。こちらの3点の事業は、先程説明した国の補正に伴うもので、年度内に完工できる適正な工期の確保が難しいため全額を繰り越すものであるが、加えて高島小学校の校舎増築工事に係る契約が低入札になったことに伴い、本年度中に支払う前払い金の額が請負代金の10分の2以内となったことから、当初想定していた10分の4との金額の差となる1億5120万円を繰り越すものである。

以上で、平成29年度岡山市一般会計補正予算（第5号）のうち、第10款教育費の教育委員会分についての説明を終わる。

なお、今回の補正予算については、3月12日の市民文教委員会で承認をいただき、16日の本会議で議決となっていることを申し添える。

藤原委員

○ 内容について別段異論はないが、2ページの教育課程充実費の外国語指導助手委託料の不要額が結構多いが、どういう内容なのか。

審議監（学校教育担当）

○ 入札残である。

藤原委員

○ 結構安く入札されたということか。

審議監（学校教育担当）

○ 設計より安く入札された。

藤原委員

○ それで大丈夫なのか。今は民間が多いが。

審議監（学校教育担当）

○ 2者くらいしか来ない。だいたい決まったところである。

天野教育次長

○ 全体の額に比べれば少ない。

藤原委員

○ 国庫補助等に比べると桁が違うが、あれだけの英語助手の人数としては結構不要額が多いと思ったが、上手に契約できたということか。

審議監（学校教育担当）

○ ただ、平成30年度はプロポーザルに変更したので、金額だけでなく質も担保できるような形に変えている。

藤原委員

○ 是非そうしてもらいたいが、そうすると、2者がもっと減る可能性もあるのか。

審議監（学校教育担当）

○ いや、この間も2者だけであった。

藤原委員

○ だいたい定着しているのか。

審議監（学校教育担当）

○ 新しいところがない。

藤原委員

○ 単に英語が話せるだけではいけなくて、いろいろな条件があるから、どこもかしこも手を上げるわけにはいかない。そういう入札残であれば安心である。不要額が多いと思って質問した。

もう一つだけ、3ページの岡山っ子スタートサポート事業費の嘱託報酬の件で、上側の欄の嘱託には入っていない共済費があるが、立場の違う嘱託なのか。人事的なことかもしれないが。

審議監（学校教育担当）

○ 時間数によって共済費が必要になる場合がある。それを見込んで予算取りを

藤原委員	<p>していたものだと思う。</p> <p>○ 岡山っ子スタート・サポートと学校業務アシストの場合は、時間数が多くなるということで、共済費が見込まれていたということか。</p>
審議監 (学校教育担当)	<p>○ 学校業務アシストは最大30時間までである。岡山っ子スタート・サポートは25時間までであったか、その辺りはよく分からないが、習熟度別サポートは最大10時間である。</p>
藤原委員	<p>○ それで共済費が違うということか。今後、法改正等があつて、短期契約や中期契約が出てくるので、その関係の前倒しかと思つたが、そうではないということか。そういったことは、まだ今年度は反映されていないということか。</p>
審議監 (学校教育担当)	<p>○ そうである。あとは、同じ任命権者で兼務がかかった場合で、12時間の方でも足したら25時間や30時間となる場合もある。そういった方を見込んで、どこかで共済費の予算を計上していたと思うが、それがこの2つの事業でとっていたのかもしれない。兼務の方はどこかで計上しないといけないので。</p>
藤原委員	<p>○ 囑託でいろいろな職を兼ねている場合があつたりして、ケース・バイ・ケースということか。ここだけちょっと目立ったので、どういう扱いなのかと思つた。今後、そういう契約の種類がいろいろ出てきたら、またいろいろなケースが出てくるのかなと思う。</p>
石井委員	<p>○ 少し視点が違うかもしれないが、全体の予算でコスト削減の目標とか、今年はこれだけコスト削減をしたとか、何か分かるものはあるか。これそのものがそうなのかもしれないが。</p>
天野教育次長	<p>○ コスト削減をまとめたものはないと思う。元々予算の段階で絞られているものは別途ある。</p>
石井委員	<p>○ この中に含まれていると思うし、予算の段階でもしているのだと思うが、何か「これだけ努力しているのだな」「これだけ効率的になったのだな」と分かるものがあればいいと思う。全部を集約するのは難しいことかもしれないが。</p>
天野教育次長	<p>○ ここには出てこないが、予算の段階でシーリングがかかつており、シーリングで削った額は分かると思う。</p>
教育長	<p>○ これは補正なので、ここには出てこない。平成30年度の予算については、数字があると思う。</p>
教育企画総務課課長補佐	<p>○ 今回は補正予算であり、基本的には残の補正ということで、ここには努力の跡は出てこないが、当初予算前に経常的経費の見直しを毎年行っている。その中で、昨年度入札残が多かった事業を減額しようとか、その他の事業の見直し等でさらに削減していこうとか、全庁的なものだが毎年行っている。それと合わせて、平成30年度当初予算においては3%のシーリングがあり、普通建設事業費や扶助費などのどうしても削れない経費を除いて、事業費全体の97%で予算の設定を行うといった節減努力を行っている。</p>
藤原委員	<p>○ 消耗品費などは、額は小さいが、重なれば教育委員会全体で大きなものとなる。時々不要額で消耗品費が出てくることもあるが、そういう努力はしているのか。無駄遣いをしないとか。</p>
教育企画総務課課長補佐	<p>○ 各学校等にも経費の節減は重々周知をしているところである。先ほど申し上げたシーリングで毎年毎年3%削ろう削ろうの積み重ねがあり、各予算において消耗品費についてはかなり厳しい状況にはあるが、さらに必要な部分については削っていこうと考えている。</p>
教育長	<p>○ 報告第14号を承認してよいか。</p>
全委員	<p>○ &lt;承認&gt;</p>
教育長	<p>○ 報告第14号を承認する。</p>
教育長	<p>○ 日程第4、報告第15号をこども企画総務課から報告願う。</p>
こども企画総務課長	<p>○ 続いて、2月補正予算の岡山っ子育成局関係分である。資料10ページの上</p>

	<p>の表の1 一般会計歳出予算（岡山っ子育成局分）のところになるが、幼稚園費は1億2269万8千円の減、社会教育費は616万3千円の減で、合計1億2886万1千円の減額となっている。次に、下の表になるが、2 事業別説明（岡山っ子育成局分）でその内訳をお示ししている。いずれも入札の結果による残額や執行が当初見込みを下回ったこと等による不要額の減額である。そのうち金額が大きいのは耐震改修整備事業費であるが、これは浦安幼稚園及び高島幼稚園で調整に時間を要する等して、この事業費を減額するものである。なお、この2園については平成30年度に対応することとしている。</p>
<p>教育長 藤原委員</p>	<p>○ 何かご意見、ご質問等はないか。</p>
<p>こども企画総務課長</p>	<p>○ 少年自然の家運営費、これは管理委託だったか。その前は西川アイプラザもあったが、修理や工事など、工事請負費は毎年あるものなのか。</p>
<p>藤原委員</p>	<p>○ 今回は大きな工事というか、スポーツ広場やテニスコートの補修等を行ったので、その入札残である。毎年ある訳ではない。</p>
<p>こども企画総務課長</p>	<p>○ たまたま今年あったということか。</p>
<p>藤原委員</p>	<p>○ そのとおりである。</p>
<p>藤原委員</p>	<p>○ 先程の西川アイプラザの方がもっと不要額が大きくて気になっていたが聞きそびれ、少年自然の家でも不要額が発生していたので質問した。要は、指定管理をしているけれども、ハードに関しては市が責任を持つということか。</p>
<p>こども企画総務課長</p>	<p>○ ハードについては、市が責任を持って修繕をしている。以前、来年の当初予算で少年自然の家の空調設備の金額が大きいということで質問をいただいたと思うが、そういったものは市が整備している。</p>
<p>藤原委員</p>	<p>○ 維持管理、メンテナンス的なことは、毎年あるかもしれない。</p>
<p>こども企画総務課長</p>	<p>○ 古くなれば、当然必要になってくるものが増えると思う。</p>
<p>藤原委員</p>	<p>○ 指定管理との兼ね合いで、諸々のことがあるのだろうと思うが、工事請負費が両方にあったので、どんなことが毎年出てくるのかと思って質問した。</p>
<p>教育企画総務課課長補佐</p>	<p>○ 先程の西川アイプラザの件だが、この度450万円程度の残が出ている。これは、中央監視装置の更新工事の執行残になる。4300万円程度の工事を予定して予算をとっていたが、実際は3800万円程度で済んだということである。これは臨時的経費であり、経常的なものではなく、必要に応じて財政課に予算を要求していったものである。</p>
<p>教育長</p>	<p>○ 中央で、ひと部屋で集中管理している。</p>
<p>教育企画総務課課長補佐</p>	<p>○ どの部屋の温度が高い低いとか、エアコンの空調、警報等も一緒になるのか、そういった監視装置が管理事務室にある。その更新である。</p>
<p>藤原委員</p>	<p>○ 指定管理だから、任された管理者がいろんなことをするが、やはり一方ではこういった大きなことは市がしないといけないのか。</p>
<p>教育企画総務課課長補佐</p>	<p>○ 財産は全て市の方になるので、大きな工事については市の方で行う。また、修繕についても協定で金額を決めており、おそらく100万円を超えるものについては市、それ以下の修繕については指定管理者で行うといった契約にしていると思う。</p>
<p>藤原委員</p>	<p>○ 借家の大家さんのようである。</p>
<p>教育長</p>	<p>○ 報告第15号を承認してよいか。</p>
<p>全委員</p>	<p>○ &lt;承認&gt;</p>
<p>教育長</p>	<p>○ 報告第15号を承認する。</p>
<p>教育長</p>	<p>○ 日程第4、報告第16号を保健体育課から報告願う。</p>
<p>保健体育課長</p>	<p>○ 岡山市学童校外事故共済事業費の特別会計補正予算であり、教育委員会に付議する時間的余裕がなかったため、3月7日に専決処理をした。</p>
	<p>補正の内容については、資料12ページをご覧ください。今回の補正は、歳入・歳出ともに117万1千円の増額補正をするものである。歳入について</p>

<p>教育長 藤原委員</p> <p>保健体育課長</p> <p>藤原委員</p> <p>保健体育課長 教育長 保健体育課長 藤原委員 教育長</p> <p>教育長 全委員 教育長 教育長 指導課教育支援担当課長</p>	<p>は、第23款第1項第1目繰越金の117万1千円、昨年度の決算で確定した剰余金を繰越金として歳入に計上するものである。これを加えて、最終的な補正後の額は1388万9千円となる。</p> <p>歳出については、第1款第1項第1目管理費であるが、先程の前年度剰余金117万1千円を基金に積み立て増しするために、増額するものである。補正後の合計額も1388万9千円である。</p> <p>○ まだまだ安心会計でいっている。</p> <p>○ これだけ基金の利子がつくということは、基金が安泰ということだろう。毎年これだけずつでも、何年もたったら貯まる訳で。</p> <p>○ 今回積み増ししているのは、利子ではなく、前年度会計の余りである。支払いをした見舞金と入ってきた会費収入との差額で余ったものを、剰余金としていただいていたものを、積み増したものである。</p> <p>○ それが117万1千円。それを考えると、基金の利子は12万7千円ではないのか。</p> <p>○ 利息は2万4千円である。</p> <p>○ 基金の利子は12万7千円。</p> <p>○ そのとおりである。</p> <p>○ 安定していればいいかなと思った。</p> <p>○ ものすごく大きな事故や死亡者が出たりすると、大きな支出となり、大きく減ることになる。それがなければ大丈夫ということで、年によっていろいろあるけれども安定経営ができています。まだ基金を取り崩す程ではないので、大丈夫だと思う。</p> <p>○ 報告第16号を承認してよいか。</p> <p>○ &lt;承認&gt;</p> <p>○ 報告第16号を承認する。</p> <p>○ 日程第5、第9号議案を指導課から説明願う。</p> <p>○ 資料15ページをご覧ください。岡山市いじめ等の問題行動及び不登校の防止に関する基本方針の改定案である。前回の協議会の時に、吹き出しの付いた、岡山市の改定部分はこうだということとセットで資料をお示ししたが、今回はその吹き出しを取って、改定部分に下線を付与したものを資料として付けている。</p> <p>前回も説明したが、平成25年にいじめ防止対策推進法が施行され、それを受けて国が基本方針を作った。この度、国の基本方針が改定されたことを受け、各自自治体及び学校の基本方針の改定作業を進めているところである。今回は、マイナーチェンジというか、大幅な改定ではなく、文部科学省が改定した部分を付加するかたちでの改定ということで、書かせていただいている。改定部分については前回説明したので、基本のところだけ押さえさせていただきたい。</p> <p>資料16、17ページをご覧ください。まず、「はじめに」のところである。岡山市の場合は、いじめ等の問題行動及び不登校の防止をしっかりと基本方針に書いている。国の方は、いじめ防止の基本方針である。なぜそうしたかと言うと、「はじめに」のところに書いている。最初は、「いじめは」から始まる。「いじめは、児童生徒の生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあることから、全ての人々が「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を持つとともに、その解決に全力で取り組まなければならない重要課題である。」と、最初はいじめからスタートする。</p> <p>真ん中のところ、「本市においては」のところである。「平成25年度に「岡山市問題行動等検討委員会」を設置し、喫緊の教育課題であるいじめや暴力行為等の問題行動や不登校について、本市における現状把握や、関連する事業の</p>
--	--



	<p>評価、要因や背景についての検討を行った。その中で、いじめが暴力行為や不登校のきっかけになるなど、相互に関連し、それらの要因には共通する部分が多いとの認識に至った経緯がある。地方いじめ防止基本方針の策定に当たっては、児童生徒理解の徹底を図るとともに、いじめだけではなくさまざまな問題行動や不登校の兆しを積極的に捉えて、市民協働で問題行動や不登校の一体的な防止及び早期対応を図ることが効果的であると考え、地方いじめ防止基本方針を含有するものとして、本方針を策定することとした。」、この部分は触っていない。前回の策定したもので、まさに今、岡山市が進めている教育大綱に掲げた目標、教育振興基本計画に掲げている目標等々と共通する部分がある。ここを触る訳にいかないというか、ここを岡山市の誇り、岡山市の良いところとして、これからも継続して対応していく必要がある。ただ、今回改定するところは、さらに細かい部分、例えばインターネット上のいじめに対する配慮とか、重大事態に対する対応とか、そういった細かいところについては、国が示しているものを参考に改定しようと考えたものである。</p>
<p>石井委員 指導課教育支援担当課長</p>	<p>○ 今回の改定の背景とねらいについて、もう一度説明願いたい。</p> <p>○ 背景は先程申し上げたとおり、3年に一度、国が作った基本方針は改新を図るということで、国が改定した。さらにその背景を言うと、これだけきちっとした基本方針等がありながら、各自治体・学校も基本方針を策定しながら、子どものいのちに関わるようないじめ事案が未だに起きていること、さらには該当の子どもの保護者と、地方自治体あるいは教育委員会との認識にかなりの齟齬があるといったことを背景として、国の方が、しっかり透明性を担保して保護者に説明しなければならないとか、第三者機関をこういうふうに設けるべきであるとか、そういったことを基本方針に盛り込んだ。</p> <p>さらには先程申し上げた新しいタイプのいじめ、SNSを利用したいじめ等があるといった実態、3年たった実態の変化等々を踏まえて、今回の改定に至ったという経緯である。</p>
<p>藤原委員 指導課教育支援担当課長</p>	<p>○ この前から何回か見せてもらっているので、細かいことはいいが、25ページのところの、重大事態への対処についての最後の辺り、再発防止のところ、「教職員の懲戒処分等について検討する」というくだりがあるが、国のガイドラインにもこの文言があるのか。</p> <p>○ これはまさに国のガイドラインに明記されているものそのまま、「懲戒処分」という言葉が実は入っている。国の改定のポイントの中で、「学校の設置者及び学校におけるいじめ事案の対応において、法律や基本方針等に照らして、重大過失等が指摘されている場合、教職員に対する聞き取りを行った上で客観的に事実関係を把握し、教職員の懲戒処分等の要否を検討すること」と、国のガイドラインに示されたものを反映させた部分である。</p>
<p>藤原委員 指導課教育支援担当課長 藤原委員</p>	<p>○ これは前回にはなかった部分か。</p> <p>○ 前回はない。今回改めて入った部分である。</p> <p>○ 結構厳しい言い方に感じる。戒告だったり、処分もいろいろあるのだろうが、現場がどのようにとらえるか。一生懸命やっているけれども、懲戒処分の対象になるようなこと、例えば子どもの自殺があった場合、どこまで原因があるかはケース・バイ・ケースであろうが、そうでなくても今のような国のガイドラインでは結構なケースが出てくるのではないかという感じがする。イメージ的にはどうなのか。</p>
<p>指導課教育支援担当課長</p>	<p>○ 岡山市が今対応している重大事態は、命にかかわるようなものは過去5年間ない。だからいいとか悪いとかではないが、国のイメージしているものは、人の生命にかかわるもの、財産・身体に重大な影響を与えたものということなので、その部分について、教職員、学校の対応に重大な不備があった場合は、</p>

	<p>こういったことも含めて検討せざるを得ない。国がこのガイドラインを示している以上、地方自治体の基本方針にこの部分を盛り込まないという選択肢はないのかなと判断した。</p>
藤原委員	<p>○ 新しい方針を現場に伝える際には補足説明がないと、これだけを読んだら、どうということだろうかと感じると思う。いろいろなアクションプラン等も数値目標として、もちろんいじめの事前防止も大切だけれども、解消率というか、いじめがあったとしても解消できるというところの方が、目標としては現実味があるかという感じがする。初めからガードしていじめを起こさない、起こさずに懲戒処分もないようにということばかりに汲々とすると、本末転倒という気がするので、上手に伝えてほしい。</p>
指導課教育支援担当課長	<p>○ 早速、3月末に生徒指導の担当者を集めようと思っている。これを紹介するのが一つの目的だが、もう一つは、問題行動の毎年ある調査が国からきた。それを学校に配付して、こういうふうに書いてくださいということを説明する会を3月27日に予定している。その時に、まず担当者に今日議決いただいたものをお配りをして、説明したいと思っている。その時には、この辺りにはかなり気を遣って、丁寧に説明しないとイケないと思う。その後、校長会等で配付する折にも、同じように丁寧な説明を心がけていこうと思っている。</p>
教育長	<p>○ 例えば、見て見ぬふりをしたとか、分かっていたのに誰にも相談せずに放っておいたとか、明らかな過失がある場合はそういう懲戒処分を受けても仕方がないと思うが、普通にきちんと子どもたちのためを思って動いている分には、仮に大きな事が起きたとしても、懲戒処分には当たらないというスタンスなのではないかと思うが、どうか。</p>
指導課教育支援担当課長	<p>○ そのように当然考えている。岡山市の基本方針、各学校の基本方針に則って適切な対応をしたにもかかわらず、重大ないじめに発展したということであれば、懲戒処分には当たらないと考えている。</p>
藤原委員	<p>○ 学校現場がいじめや不登校に至ることのないような指導をしようと思ったときに、加害者になりそうな子の指導もあるし、被害者になりそうな子の指導もある。一つ思うのは、ライフスキルの勉強ができていないと、コミュニケーションがうまくとれない子が加害者にもいるし、被害者にもいる。単なる道徳や学活だけではなく、そのなかにその要素が入り込めるような教育内容がないと、どんどんいじめだいいじめだと言っても、根本的な解決にはならないかなと感じている。本当に細かいものまで言えばものすごい膨大なものだろうし、子どもたちのたくましく、なおかつ問題解決ができるようにする力をつけるには、そういうスキルアップの教育がいるのではないか。この方針とすぐに直結するわけではないけれども、これに書かれていることだけをして、なかなか解決できないかなと思う。</p>
指導課教育支援担当課長	<p>○ 基本方針なので基本的なことしか書いていないけれども、資料18ページの一番上のところにその要素が盛り込まれているかなと思う。「特に、いじめは、悪いことだと思いながらも、自分が被害者になることを恐れて、加害者の仲間に加わるか、傍観している場合があるため、その指導においては、加害・被害の関係改善だけでなく、周囲ではやしたてる者や見て見ぬふりをするいわゆる傍観者も含めた、全ての関係児童生徒への働きかけが重要であり、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることが大切である。そのためには、児童生徒に、いじめや暴力行為を「しない」、「させない」、「許さない」といった態度を身につけさせる必要がある。」としている。そのために普段の教育活動をどうするのかは、各学校で考えていただいたり、各教員一人一人がクラスづくり、学級経営を行っていきなかで、こういうことをベースにしたクラスづくり、人間関係づくりをしていったりしていく必要があると思う。そこ</p>

<p>藤原委員</p>	<p>のところを全部書いてしまうと、いわゆるマニュアル的なものになってしまうので、この基本方針ではそういうベースとなる基本的な考え方を教員におさえるものとして、使っていきたいと考えている。</p> <p>○ まさしくそうだろうと思う。私がイメージしたのは、そういうことの理論はみんな知っている、ただ、個々の子どもの力をつけるのに、セルフマネジメントとかライフスキルとか、そういう体系だったものもあればいい。それを行政がするとすると、すごく勉強もいるし、予算もいることだろうけれども。そういうことの提案もどこかでできるようになると、学校によってはするのかなと思う。そういう講師をしたい方は多くいると思うし、学校規模によっては全学年でできる可能性もある。要は、子どもにも力をつけないといけないかと思う。加害者になる立場の子どもも力をつけないといけないし、逆の立場もそうである。そのときに、「いじめられるのには理由がある」なんかは絶対いけない。今まで間違ったことで、「何々しているからいじめられる」なんてことは絶対にあってはいけない。しかし、その子たちが世の中に出てたくましく生きるためには、どんな力があるのかなということまで考えていかないと、ずっと続くと思う。その場では解決するかもしれないが。いじめ問題は、過去100年、もっと続いていることだろうと思うけれども、あまりにも悲劇的なことが今頃起きているので、子どもの力も少しいるのかなと感じている。</p> <p>もう一つ、内容については問題ないが、学校へ伝えるときに、目次を作ってあげたら便利かと思う。最後の26ページは少ししか段がないので、前のページに収めたら1ページ空く。表紙の裏側に目次を入れたら、先生方も短時間で「ここは何ページに書いてある」と分かる。これを読み込まなければならぬのはよく分かりながらも、現場がすぐにここを知ろうという時には便利かと思う。</p>
<p>教育長 指導課教育支援担当課長 教育長 全委員 教育長 教育長 指導課教育支援担当課長</p>	<p>○ それはやってみよう。</p> <p>○ 作成します。</p> <p>○ 第9号議案を原案どおり可決してよいか。</p> <p>○ &lt;承認&gt;</p> <p>○ 第9号議案を原案どおり可決する。</p> <p>○ 第10号議案を指導課から説明願う。</p> <p>○ 資料27ページになる。岡山市教育相談室条例施行規則の制定について、岡山市教育相談室条例施行規則を別紙のように定めるものとする。提案理由としては、岡山市教育相談室を設置するため、本規則を定めようとするものである。資料28、29ページに、その施行規則の案を記載している。</p> <p>先に資料30、31ページをご覧ください。先般2月議会で議決いただいた岡山市教育相談室条例を資料として掲載している。条例には、設置の趣旨、名称及び設置場所、事業の内容、職員等々の条文を設けている。この条例に基づいて定めるものが、前に戻るが、資料28、29ページの施行規則である。</p> <p>施行規則には、第1条に主旨、第2条として開室時間を載せている。月曜日から金曜日までは午前9時から午後6時30分まで、土曜日については午前9時から午後4時までの開室時間としている。第3条には休室日、第4条には職員、第5条には細目を記載している。簡単ではあるが、以上のとおり施行規則を定めさせていただきたいと考えている。</p>
<p>藤原委員 指導課教育支援担当課長</p>	<p>○ 開室時間が午後6時30分までということは、想定として、学校に行っていない子どもが多いと思うが、そういう子どもも可で、保護者が仕事が終わって行くからという意味で午後6時30分としているのか。</p> <p>○ 対象として考えていたのは、当初は保護者の相談であった。相談室であるので、不登校の子どもだけでなく、いろいろな悩み相談が入ってくる。特に、午</p>

藤原委員	<p>後5時までの時間は子どもも親子も来ることが多いが、午後5時以降は保護者のみの相談や教職員からの相談が多くある。それで午後6時30分までの開室時間を設定している。</p>
指導課教育支援担当課長	<p>○ 嘱託職員さんの勤務はスライドさせたりして、過重にならないように設定できるのか。</p>
藤原委員	<p>○ 現在、嘱託職員と再任用職員を配置しているが、基本的には週4日勤務で、嘱託の場合は午前8時30分から午後5時までか、午前10時30分から午後7時までという勤務体制にしている。再任用はそこに午後5時15分という時間を設定している。</p>
石井委員	<p>○ もし午後6時30分に帰られたとしても、その後の対応がいろいろあるであろうから、午後7時までの勤務ということであれば安心である。</p>
指導課教育支援担当課長	<p>○ 教育相談室は全員で何人いるのか。基本的には相談室に来ていただくということで、何かあった時に訪問することはしていないのか。</p>
石井委員	<p>○ 相談員は全部で11人である。教員OB、臨床心理士の有資格の相談員、臨床心理士ではないがその他の心理の資格を持っていたり、心理の勉強をしていたりといった相談員等々を合わせて11人である。その者は、基本的には外に出ることはない。中にいて電話相談を受けたり、来られる方の相談を受けたりしている。ただ、11人の中にいじめ専門相談員が2名おり、これは臨床心理士の資格を持っている者である。先程ご説明した対策推進法と基本方針に基づいて、学校がいじめ防止のための会議を開くのだが、この2人はその会議に出席する。出席して、いじめ防止及び解決のための手立てについて助言したりしている。あるいは具体的にいじめ事例の相談にのることも可能である。学校に行って親の相談を受けたりすることもしている。それから、外に出る人として、11名とは別に訪問相談員を委嘱している。この方々は、不登校で特に引きこもり傾向の強い、なかなか外に出られないタイプの子どもやその保護者に対して、家庭訪問をして関わりを持とうということで、10人ぐらい委嘱していて、一人で複数の家庭を訪問している。そういった取組もしている。</p>
指導課教育支援担当課長	<p>○ その10人、家庭訪問される方は、岡山市の不登校状態にあるお子さんの家を基本的には網羅的に全部回っているのか。</p>
藤原委員	<p>○ 10人で何百人もの家庭訪問をすることはできない。まず教育相談室に相談が入り、11人の相談員が受ける。受けた中で、保護者の方の話を聞くとなかなか外に出られない、ここに来られないという話になった時に、コーディネートをやる。家に行ってもいいかとか、訪問相談員が行くとしたら、女の子だから優しい女性がいいとか、男性でキャッチボールをしてくれるような人がいいとか、訪問相談員もいろいろなタイプがいるので、そういうコーディネートを教育相談室で行う。うまくマッチングできたケースについて訪問相談員が行くので、何百件は無理である。せいぜい年間何十ケースである。</p>
指導課教育支援室室長補佐	<p>○ 今、訪問相談員に大学院生といった人もいるのか。</p>
藤原委員	<p>○ 若い人はいるが、大学院生はいない。</p>
指導課教育支援室室長補佐	<p>○ 大学生はいるが、なかなか授業の関係等で時間がとれず、実際には行ってもらっている人はいない。</p>
藤原委員	<p>○ 存在はしている訳か。</p>
指導課教育支援室室長補佐	<p>○ いる。</p>
藤原委員	<p>○ もう一つ、専門相談員は今どなたがしているのか。大学の先生のような方は。</p>
指導課教育支援担当課長	<p>○ 大学の先生、お医者さんが2人で、全員で8名である。</p>
藤原委員	<p>○ 例えば何という先生か。</p>
指導課教育支援担当課長	<p>○ お医者さんは、今、山陽新聞夕刊に連載されている、岡山大学病院の小児神経科の岡田あゆみ先生と、岡山県精神科医療センターの池田伸先生の2人であ</p>

<p>藤原委員 指導課教育支援担当課長 藤原委員</p>	<p>る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ あとの6人も専門的な方か。</li> <li>○ そうである。児童相談所のOBの方や大学の先生等、職歴は様々である。</li> <li>○ その方たちがリーダーシップを発揮して、コーディネートする機会もあるのか。</li> </ul>
<p>指導課教育支援担当課長</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 適応指導教室に入室するかどうかの可否を判断する時に、最終的には専門相談員の相談を受けていただくことにしている。そこで、専門的な助言をいただく。その後、適応指導教室に行ったはいいがなかなか適応できないといった時とか、さらには医療機関にどうつなごうかといったこととか、適応指導教室の中で不適応を起こすとか、家庭の中でリストカット等を繰り返すとか、いわゆる専門的な相談が必要なケースは、専門相談員に教育相談室からつないで相談したり、教育相談室の相談員が相談したりしている。</li> </ul>
<p>教育長 全委員 教育長 教育長 指導課教育支援担当課長</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 第10号議案を原案どおり可決してよいか。</li> <li>○ &lt;承認&gt;</li> <li>○ 第10号議案を原案どおり可決する。</li> <li>○ 第11号議案を指導課から説明願う。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 資料32ページからになるが、先に35ページをご覧いただきたい。先般の2月議会で議決いただいた岡山市適応指導教室条例を掲載している。第1条に設置の目的が書いてある。そこを読ませていただくと、「第1条 学校生活に適応できず、不登校又は不登校傾向にある児童生徒に対して、学校に復帰するための指導、支援等を行うことにより、児童生徒の自立及び学校生活への適応を図るため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、岡山市適応指導教室を設置する。」としている。第2条に名称及び設置場所として、以前は「岡山市適応指導教室トラングルー宮」等と呼んでいた時期があったが、この度この名称を使おうということで、「トラングルー宮」「ラポート牧山」「あおぞら操山」「すまいる瀬戸」「南部適応指導教室」としている。南部適応指導教室は暫定的な設置なので、すこし固い名称であるが、暫定的にこのような名称としている。恒久的な設置場所が見つかって、設置が決まった場合は、条例改正をして名称及び設置場所の改正をしようと考えている。第3条に事業の内容、第4条に指導、支援等のこと、第5条に職員のこと等々を定めている。</li> </ul> <p>この岡山市適応指導教室条例を受けて、元に戻って資料32、33ページになるが、岡山市適応指導教室条例施行規則を定めさせていただきたいと思う。第1条に主旨、第2条に開室時間、「適応指導教室の開室時間は、午前9時30分から午後4時30分までとする。ただし、教育委員会が必要と認めたときは、これを変更することができる。」としている。先程勤務時間の話があったが、嘱託職員、再任用職員とも8時30分から午後5時15分までの勤務時間となっている。休室日は第3条のとおりである。第4条に職員、第5条に実施細目を定めている。ご審議のほど、よろしく願います。</p>
<p>藤原委員 指導課教育支援担当課長</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 暫定でも南区にできることはいいことだと思うが、今まで南区の学校の子どもたちはどこまで行っていたのか。あおぞら清輝まで行っていたのか。</li> <li>○ 2月末現在で、南区が16名、適応指導教室に入室している。そのうち、あおぞら清輝に行っていた子どもが11名、あとの5名がトラングルー宮である。他はいない。</li> </ul>
<p>藤原委員 指導課教育支援担当課長 藤原委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ トラングルー宮は結構遠い。</li> <li>○ トラングルー宮に行っている子どもは、福田中学校、箕島小学校である。</li> <li>○ そのまま真っ直ぐ北に行けばいいから、距離はそうでもないのか。 その子たちは、今後は南部適応指導教室に行くのか、それとも馴染んだところに行くのか。</li> </ul>

指導課教育支援担当課長	○ このことが表になった段階で、保護者・本人にどうするか、それとなく打診している。そのなかで、引き続き同じ先生がいいということで操山に行きたいという声もある。市場に行けるのならそちらにも行ってみたいという声もある。半々ぐらいと聞いている。
藤原委員 教育長	○ 選べたらいい。 ○ 話は違うが、今回の議会で「適応指導というのをおかしいではないか」という質問があった。先程、服部担当課長が名前はかなりこだわって説明したのはそこにある。今の学校教育では、学校に適応させることだけが目的ではないだろう、おかしいのではないかとということだった。岡山市教育委員会としては、愛称を正式名称として呼んでいるので、適応指導ということが前面には出ていないというお答えをしたが、そこを指摘された方がいた。
藤原委員  教育長 教育長 全委員 教育長 教育長 中央図書館長	○ 流れとしてはあるだろう。登校拒否だって変わってきたのだから、あり得ると思う。適応させられるというイメージでとられる人もいるだろう。あまり抵抗感のない名前に対応できれば、それはそれでいいと思う。 ○ 国が変わるとなれば、変わるかもしれない。 ○ 第11号議案を原案どおり可決してよいか。 ○ <承認> ○ 第11号議案を原案どおり可決する。 ○ 第12号議案を中央図書館から説明願う。
教育長 中央図書館長	○ 資料は37ページからになる。建部町図書館の所在地変更に伴う一部条例改正についてはすでに承認いただいているが、この度、建部町図書館の移転開館日を平成30年5月8日とすることに決定した。資料39ページの参考の条例の一部改正を見ていただくと、そこに附則で「この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日から施行する。」としている。この度、開館日が決定したので、岡山市立図書館の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を制定しようとするものである。制定内容としては、資料38ページ、「岡山市立図書館条例の一部を改正する条例の施行期日は、平成30年5月8日とする。」ということである。 ○ あと1ヶ月かけて準備をしていく。その間はどうか。 ○ 申し訳ないが、現在の地での開館は平成30年3月31日までで、4月1日から5月7日までは、移転開館準備のために休館する。本の移転や準備をしないといけないし、移転した本をきちんと書棚に並べるということで、現在はまだ書架も全部は入っていない。急ピッチで入れているところである。
藤原委員 中央図書館長	○ こちらの図書館から応援に行くのか。 ○ 建部は行くだけで1時間以上かかるので、建部町図書館の職員が中心で行っている。ただし移転当日は、中央図書館や他の館からも応援を出したいと考えている。
教育長 全委員 教育長 教育長 文化財課長	○ 第12号議案を原案どおり可決してよいか。 ○ <承認> ○ 第12号議案を原案どおり可決する。 ○ 第13号議案を文化財課から説明願う。 ○ 本件は、岡山市文化財保護条例第3条第1項第1号の規定により、岡山市指定文化財に新たに5件を指定しようとするものである。岡山市文化財保護条例の第10条の2の規定に基づき、平成30年1月24日付けで、岡山市文化財保護審議会に指定についての諮問を行ったところである。この資料の一番後ろの方についてとおおり、2月16日付けで指定が5件とも適当であるとの答申をいただいている。以上のことから、本日ご審議いただいて、指定をしようとするものである。

諮問をしたときと少し重複するが、5件について簡単に説明をする。

1件目は、北区尾上いわゆる吉備中山にある石舟古墳である。6世紀末から7世紀初頭に築かれた古墳で、1辺が12メートルほどの方墳、四角い墳丘を持つ古墳である。埋葬が行われているのが、横穴式石室という石室で、長さが約5.9メートルである。この古墳の価値を一番高めているのは、石室内に兵庫県高砂市でとれる竜山石という凝灰岩をくりぬいた石棺の身が残っているということである。古墳時代後期の石棺は、県内では18例しかなく、市内では、国指定史跡の牟佐大塚古墳、市指定史跡では百枝月にある宮山西塚古墳、それから未指定ではあるが、賞田にある唐人塚古墳と本古墳の4古墳だけである。希少性と墳丘の残りの保存状態もよいということで、重要な史跡と考えている。

2件目は、南区の郡にある掌善寺、「掌（てのひら）」に「善し悪しの善し」と書いて掌善寺（しょうぜんじ）と読むが、このお寺の本堂である。臨済宗の寺院で、本堂は六間取りの方丈形式、いわゆる簡素な住まいのたたずまいを残したご本堂であることが特徴的である。元禄4年西暦1691年の鬼瓦の銘文から、あるいは建築様式そのものから、およそその頃のものであろうということで、未指定の文化財建造物としては最古の部類に入る。内部の保存状態は非常に良好で、岡山市の文化財建造物として重要である。あわせて、文化財の指定の制度には「附」ということで、附属物という意味であるが、この銘文のある鬼瓦を「附」ということで指定を考えている。

3件目は、同じ掌善寺の観音堂である。写真もつけているが、切石、花崗岩ののべ石の上の土台に建つ三間四方、1間が約2メートル、1メートル80センチくらいだが、その3倍の大きさをもつ禅宗様の仏殿で、堂内は漆喰張りの土間になっている。中央は方1間の鏡天井を張り付けていて、仏像を安置するお厨子、仏壇のようなものであるが、それが安置されている。棟札といって、かかわった大工さんたちの様子を書いた札が大体お寺のお堂にあるのだが、この棟札は、享保21年（西暦1736年）と、年代がはっきり分かることが大きな特徴である。それから面白いのは、その裏側に「講」といって、要はお寺の寄進をした人たち、地域の方々がお金を出し合っているといったことの書き入れもされていて、その多くが商工者ということで、江戸時代の中頃の郡の賑やかさであるとか、どういう商人の方たちが富を蓄えていたかといったことも分かるという、そういうかたちのものである。当時の世相が反映されていて、市内では数少ない禅宗様式の建築であり、建築の年代も明らかで重要なものである。これも同じように、いろいろなことが書かれている棟札もあわせて、「附」ということで指定を考えている。

4件目は、西大寺文書49点である。資料にリストをつけているが、はだか祭りの西大寺観音院が所有していて、現在は岡山県立博物館に寄託というかたちで、所有権をそのまま残しながら預けられている資料である。いろいろなものがあるが、例えば岡山城主となった宇喜多秀家のお父さんやおじいさんの代の、地域を差配していたことを示す文書であるとか、資料の写真につけているのは、元享2年、室町時代前期ぐらいだが、西暦1322年の頃の西大寺境内の様子を示した絵図などもある。もちろん、今は、幕末や明治に入って建てられたものが祭りの舞台になっているが、当時の西大寺境内の様子や、いかに西大寺の町が賑やかでこのお寺を支えていたかといった様子が分かる文書、絵図が含まれている。地域の信仰の中心であった西大寺観音院のみならず、瀬戸内の流通や経済の様子、地域の歴史、宇喜多氏の活躍などが分かるという意味で貴重な歴史資料と考えている。

5点目は、鉄盾である。この盾はもともとは北区の足守を中心としていた、江戸時代の足守藩、ねねさんの実家が大名として残った藩だが、そこの家に伝わってきたもので、3年ほど前は個人所有だったが、一昨年、岡山シティアムニシアムに寄贈されたものである。2つあるが、高さが130センチで身長よ

り少し低いくらい、幅が105センチ前後、鉄板を組み合わせているが、厚みが7から8ミリある。写真では少し分かりにくいかもしれないが、鉄の板を鋸、現代ではリベットと言うが、釘みたいなもので潰して止めて、盾を作っているもので、ちょうつがいであたりだけ広げたりできるような構造である。これは地域の伝承とその形式から、豊臣秀頼が西暦1614年、15年に大阪城に淀君と籠もって徳川方に攻められた大坂冬の陣、夏の陣の時に、徳川方の武将として木下家が参戦していて、その時にどうも家康がらみで、頑張れよというような意味を込めて作られた盾と考えられるものである。鉄の盾は結構あるように思うが、古代に遡って奈良県の石上神社の古墳時代の盾、これは国宝に指定されているが、そういったものを除くと、あまり江戸時代以前のもものは残っていない。県内では、津山市の指定文化財になっている、津山城主森藩関係の鉄盾があるが、それぐらいしかない。岡山市にとっても非常に貴重な文化財と考えている。

以上5件の指定について、ご審議いただきたい。もし、この場で指定という議決をいただいた場合は、本日付で教育委員会告示ということで、本日付で指定となる。この5件が指定されれば、今の時点で岡山市指定文化財が111件あるが、合わせて116件となる。史跡としては13番目、建造物としては21、22番目、古文書としては7番目、歴史資料としては7番目になる。

藤原委員

○ 審議会でも問題ないということで、異論はない。石舟古墳は蓋も一体で指定となるのか。

文化財課長

○ 文化財の指定では、史跡は土地とその構成要素になるものということで、今回の指定は古墳そのものである。ご質問のあった身の方は、この古墳の身である可能性が極めて高いが、所有権の問題、実際にはJRが管理をしていて、そのあたりの関係もあって、将来条件が整えば、史跡に附属するという意味での追加指定という方法はあるが、今回の市の指定は土地として古墳本体を指定するという流れである。

藤原委員

○ 立て札などはかけられないということか。

文化財課長

○ 現地の古墳の方は、教育委員会で今度は根拠を持って、予算の範囲内で立てることができるが、実際には吉備の中山のいろいろな歴史研究団体の方々がおられて、見学者の方が結構おられる。逆に、駅の方はJRさんが構内に置かれていて、そのなかで検証をされているが、杓子定規な話になるが、蓋は蓋ということになってしまう。もちろん、いろんな検証のアドバイス等はしていくが、駅に置かれている文化財そのものが今回指定されるということではない。先程も申し上げたとおり、将来、所有関係等の条件が整えば、これに付け足していくようなかたちでの指定は考えていきたいと思っている。

藤原委員

○ もう一つだけ、掌善寺の本堂で、鬼瓦の字が「瓦屋 黒崎仁左□□」となっているが、「□□」の部分は朽ちて読めないということか。

文化財課長

○ 歴史資料ではよくある表記方法だが、実際は鬼瓦の横に作者の名前が崩し字で書いてあるのだが、よく読めないところを□で表す方法がとられている。具体的に言うと、瓦なのでその部分が少し欠けていて、「黒崎仁左」というところまでしかはっきり読めない。

さらに申し上げますと、岡山市の七日市、中央図書館のすぐ南側、あの一帯は江戸時代の元禄年間、つまり掌善寺の本堂が建った頃以降、昭和40年代くらいまでは瓦の一大産地であった。この指定以外の文化財でも、岡山市内の古いお寺の鬼瓦の銘文を、平成の1桁代の頃に岡山市教育委員会で古い寺社の建築物の実態調査をした時、鬼瓦の銘文等を修正するという作業ができています。実際には読めないが、この方は岡山の御野郡七日市村、今の中央図書館の南の方に本拠地を持つ黒崎仁左衛門ということが他の資料から類推はできる。岡山藩が政策的に瓦産地を作ったなかで、かなり活躍した瓦職人さんである。そうい



<p>藤原委員</p> <p>文化財課長</p> <p>藤原委員 教育長 全委員 教育長 教育長</p>	<p>う方が作った鬼瓦という資料的価値もあるので、「附」指定ということである。</p> <p>○ 瓦が欠けていて読めないということであればいいが、薄かったり崩しが読みにくかったりということなら、この指定を機に古文書の分かる人に読んでもらったらいいと思って質問した。</p> <p>○ 私たちの歴史の世界では、自分たち自身で読んだり、岡山大学等の崩し字が読める先生に読んでもらったり、墨で書いてあるときには、奈良の古墳や法隆寺等と言われるように赤外線カメラ等で読む手法もあるが、今回は欠けているのでこれ以上は読めない。歴史資料として位置づけるためには、科学的手法としてできるだけいろいろな努力というか、情報を集めたいと考えている。</p> <p>○ 欠けているのであれば仕方がない。</p> <p>○ 第13号議案を原案どおり可決してよいか。</p> <p>○ &lt;承認&gt;</p> <p>○ 第13号議案を原案どおり可決する。</p> <p>○ 本日予定していた議案の審議は全て終了した。以上で、平成30年3月教育委員会定例会を閉会する。</p>
--	---

傍聴の状況		
報 一	道 般	0名 0名